

日本学術会議と国立大学の 道具化

2025.5.11.

京都大学 高山 佳奈子
(日本学術会議前会員、現特任連携会員
京都大学職員組合副委員長)

1

本企画の趣旨

- 法人化により学術会議の体制は、内閣総理大臣任命の「監事」、内閣府設置の「評価委員会」、会員選定方針に関与する「選定助言委員会」、運営関与の「運営助言委員会」等が設けられることになり、同会議の**自主性・独立性がなくなる**ことは明らかです。
- また、「法人化」に伴い、財源の多様化、外部資金獲得を求める方針も示されています。これは**財政面での締めつけ強化と、産業界等から学術会議への財政面での影響増大**を狙っているものです。

2

法案48条1項

「政府は、予算の範囲内において、会議に対し、その業務の財源に充てるため、必要と認める金額を**補助することができる。**」

ゼロにできる

3

概要

- 2004年に国立大学が法人化されてから、予算の大幅削減により、政府の締め付けが強化され続けている
- その結果、教育・研究の自由が奪われ、国際競争力も低下
- 法人化によって独立性を喪失
- 今般衆院内閣委員会を通過した日本学術会議法案は、国立大学法人法と同様の仕組み

すでに国立大学法人で実施済み！
予算カットにより弾圧されることが
火を見るより明らか

4

学術会議会長が昨年示した5つの懸念

1. 大臣任命の**監事**の設置を法定すること
2. 大臣任命の**評価委員会**の設置を法定すること
3. 『**中期目標・中期計画**』を法定すること
4. コ・オペレーションの考え方の逸脱になる次期以降の**会員の選考に特別な方法**を導入すること
5. **選考助言委員会**の設置を法定すること

5

新法は建付けからおかしい

- 国立大学法人で新たにとられている制度「**中期目標・中期計画**」は、**政府文書の内容に沿っていない**と補助金がもらえない
- このとおりになっているかどうかを外部から評価される
- なっていないと補助金がカットされる
- 現在の日本学術会議が廃止され、ロシア・中国型のアカデミーとして同名の組織が新たに設置される

公正取引委員会や会計検査院のような独立の機関
→ 国立大学法人の1%の規模のような組織

6

隠岐さや香・東大教授の1分50秒動画

- #日本学術会議への介入に反対します

<https://x.gd/jKbDy>



◀ 隠岐教授のX
日本学術会議連携会員
動画は約 850 万回再生

7

国が国立大学に 交付する 運営費交付金

2004年→2024年
で13%減「中堅・地方
大学20大学分に相当する配分額が削減
されている！」

(国立大学協会、2024年6月)

○国立大学法人運営費交付金の推移



(出典) 文部科学省資料をもとに国立大学協会事務局作成
(注) 平成29年度・平成30年度予算案には、国立大学法人運営費交付金削減を含む。
(注) この後、R2から高等教育修学支援新制度のうち国立大学等連携費削減が実施措置
(英) 国立大学法人・旧専大を除く大学
に対する運営費交付金の平均配分額約795億円 (2023年度)

8

有馬朗人教授「法人化は失敗」

- 日経ビジネス 2020年5月21日「『国立大学法人化は失敗だった』 有馬朗人元東大総長・文相の悔恨」
- 2020年12月6日逝去（90歳没）
「訃報を受け、五神真総長は『一ヵ月ほど前にお会いしたときは、たいへんお元気でおられただけに、驚きにことばを失っております』」（東大新聞）
「有馬さんは7日午前、都内の自宅で倒れているのが見つかり、その後、死亡が確認されたということです。」（テレ朝ニュース）

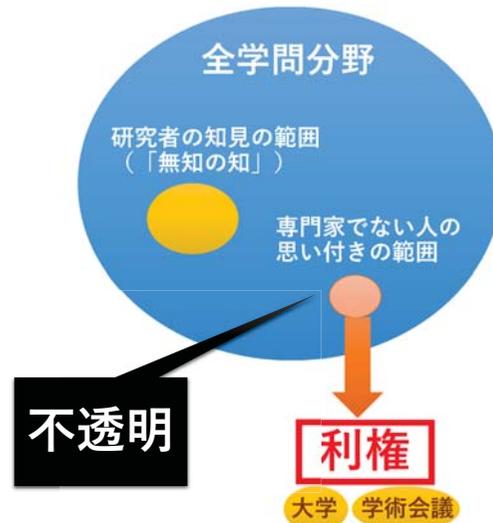
9

国立大学法人がたどっている道

- 2004年 法人化
- 2005年 東北大、学長選挙廃止
- 2015年 学校教育法改悪 教授会の権限のはく奪
- 2023年 国立大学法人法改悪 「運営方針会議」の設置
- 2024年 「国際卓越研究大学」制度 運営方針会議の権限拡大 京大は議長として**三菱重工社外取締役**を予定

10

2023年11月15日
国立大学法人法改悪に際しての
京都大学職員組合
記者会見資料
(高山)



11

本来のあり方 →

武器商人が
もうかるだけ

だめ →



12

2020年任命拒否以降の日本学術会議

- 任命拒否問題をごまかすために学術会議つぶしが画策される
- 担当大臣が**3人連続で旧統一教会関係者**として退任
井上信治大臣 → 小林鷹之大臣 → 山際大志郎大臣
現在の坂井学大臣は、内閣府特命担当大臣（**防災、海洋政策**）として担当 他に国家公安委員会委員長、国土強靱化担当大臣、領土問題担当大臣を兼任
- 「**ステークホルダー**」たる「**産業界**」のための法改正の圧力
↑ 2024年につぶれた案においても執拗に繰り返されていた

真理の探究や、将来の人類の福祉と平和
のための学術という理解が皆無

13

ナショナル・アカデミーが備えるべき5要件（日本学術会議）

1. 学術的に国を代表する機関としての地位
2. そのための公的資格の付与
3. 国家財政支出による安定した財政基盤
4. 活動面での政府からの独立
5. 会員選考における自主性・独立性

14

法案20条1項 総理大臣が外部から任命する（再任無制限）**監事**による取り締まり

- 監事は、役員（監事を除く。）、役員以外の会員又は職員について、**不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれのある事実がある**と認めるとき、又はこの法律若しくは他の法令に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める者に報告しなければならない。
- 1号 当該事実が役員（監事を除く。）に係るものである場合
会長、総会及び**内閣総理大臣**
- 2号 当該事実が役員以外の会員に係るものである場合
会長、会員候補者選定委員会及び**内閣総理大臣**
- 3号 当該事実が職員に係るものである場合 会長及び**内閣総理大臣**

15

24条3項 内閣総理大臣による役員解任権

内閣総理大臣、総会又は会長は、それぞれその任命又は選任に係る役員が次の各号のいずれかに該当するとき、**その他役員たるに適しない**と認めるときは、その役員を解任することができる。

- 2号 職務上の義務違反があるとき。

「新法では会員の任命拒否は起きない」と言われているが、総理大臣が役員（会員）を解任できる！！
！！現行法では、総理大臣に会員解任権はない！！

16

26条 「選定助言委員会」

- 3項「**産業**若しくは国民生活における学術に関する**研究成果の活用**の状況に関し広い経験と高い識見を有するもの」で足りる

外部から選任
産業界の利益に詳しい者
研究自体の知見ゼロでよい

17

27条 運営助言委員会

3項「産業若しくは国民生活における学術に関する研究成果の活用の状況」

または

「**組織の経営**に関し広い経験と高い識見を有するもの」

外部から選任
研究・教育機関の運営経験ゼロでよい
＝国立大の経営協議会委員

18

30条4項 会員候補者の選定

「行政、**産業界**等との連携による活動、研究成果の**活用に関する活動**その他の多様な活動の実績のある科学者が含まれるようにすること」

「研究成果の活用」ではなくて
「研究成果の活用に関する活動」
→ 自分自身で研究成果を出したり
自分の成果を活用したりする必要なし
活用に関する活動（道具化の活動）でよい

19

無用の脅し規定

- 33条1項 会議の役員及び役員以外の会員は、それぞれの任務を怠ったときは、会議に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。
2項 前項の責任は、内閣総理大臣の承認がなければ、免除することができない。
- 34条 会議の役員、役員以外の会員及び職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

すでに一般の法律がありますけど！？

20

42条 中期計画 44条 評価委員会

- 京都大学で経験した例
「中期目標・中期計画」は**政府文書の方針**に合わせて策定



事業のための概算要求（法学研究者養成）
事業計画は「中期目標・中期計画」および政府文書の方針に
合わせて策定



評価に応じて、続行できるかや
補助金の**予算規模**が決定

**政府方針に沿わないと
お金がもらえず
事業もできない**

21

学術会議新法に賛成・永田恭介参考人

- 1976年 東京大学薬学部卒業
- 1981年 東京大学大学院修了
- 1991年 東京工業大学助教授
- 2001年 筑波大学教授
- 2013年～ 筑波大学学長 現在に至る
もともと**任期があったが、自分で廃止**
- 2017年 お茶の水女子大学附属中から筑波大附属高校への
「提携校進学制度」を新設

**ちなみに高山は
学芸大附属高校
出身で、賃金
訴訟では和歌山
大附属小中の
教職員と連携**

23

学術会議新法に賛成・有本建男参考人

- 1972年 京都大学理学部卒業
- 1974年 京都大学修士 科学技術庁入庁
- 2001年 内閣府大臣官房審議官
- 2002年 文部科学省大臣官房審議官
- 2004年 文部科学省 科学技術・学術政策局長
- 2005年 内閣府経済社会総合研究所 総括政策研究官
- 2006年 科学技術振興機構 社会技術研究開発センター センター長
- 2007年 科学技術振興機構 研究開発戦略センター 副センター長
- 2012年～ 政策研究大学院大学 教授
- 2013年 京都大学総長選考会議委員として、議事非公開の上、
総長選挙を廃止する活動

**科学技術政策
以外の論文なし**

24

デュアル・ユース問題の解（2017年）

- 池内了教授らのわかりやすい3基準

1. 主たる研究目的
2. 予算の出所
3. 成果の公開

全部がシロでなければ軍事研究
例. NTT法旧改正案（非公開研究）

- ほとんどの研究は軍事目的に転用できる
例. 軍事法廷の研究、アジア・アフリカ地域研究

25